

建設産業常任委員会

1 開 議 令和6年6月26日（水） 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 陳情第4号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める
陳情

日程第2 議案第37号 大田原市大輪味噌加工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

建設産業常任委員会名簿

委 員 長	滝	田	一	郎	出席
副委員長	君	島	孝	明	出席
委 員	内	藤	幹	夫	出席
	岡	野		忠	出席
	秋	山	幸	子	出席
	前	野	良	三	出席
	引	地	達	雄	出席

当 局	産業文化部長	齋 藤 勝 芳	出席
	農政課長	大久保 泰 志	出席

事 務 局	遠	藤	久	子	出席
	土	屋	大	貴	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（滝田一郎） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

◎陳情第4号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○委員長（滝田一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、陳情第4号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第4号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（遠藤久子） 陳情第4号につきましてご説明をさせていただきます。

陳情名は、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情でございます。

提出者は、栃木県宇都宮市兵庫塚3-10-30、栃木県労働組合総連合、議長、阿波長次氏でございます。

陳情の趣旨を読み上げます。昨年から続いている物価の高騰が市民の生活を圧迫し、特に最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁できずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大を進めました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰やコロナ禍からの労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、現行法により最低賃金決定の3要素、その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況は、冷え込んだ指標を基に最低賃金額が決められ、低いままとなります。最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮し決められています。このような地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。

2006年、最低賃金の地域格差は109円でしたが、2024年は220円と2倍以上になり、その差はあまりに大きく、実現には様々なハードルがあるのも事実ですが、全国で行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府とし

て、相応の財政捻出をする決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。国による抜本的な中小・零細企業支援の強化や下請企業への単価削減、賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。

このような状況を踏まえ、地方自治法第99条に基づいて、国に意見書を提出していただくよう陳情しますとの内容でございます。

今回の意見書についてであります。1、政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。2、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。3、政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。以上の3項目について、地方自治法第99条に基づく意見書として議決されたいとのことでございます。

事務局からは以上でございます。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりました。

これより陳情第4号に対する意見を行います。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） この陳情ですけれども、皆様もお気づきだと思うのですけれども、自分たちが育ったバブルの経済のときとか比較にならないほどの可処分所得が薄くなっている現在、今の若者は見聞を広げて豊かな人間性を育む時代にお金がないというのは、本当に切ない思いでいっぱいです。そういうところから、この陳情に対しての皆さんの意見も聞きながら、ぜひとも賛成していただけるように私もお話しする次第でございます。

○委員長（滝田一郎） どうぞ、続けてください。

○委員（秋山幸子） 意見の段階でいいのでしたっけ。

○委員長（滝田一郎） はい、もう意見に入っていますので。

○委員（秋山幸子） そうですか。そうすると、この後採択になってしまうのですか。

○委員長（滝田一郎） この後、皆さんから意見をいただきまして、その後に採決いたします。

○委員（秋山幸子） 2回意見を述べて大丈夫ですね。

○委員長（滝田一郎） そうですね、3回まで。ただいまのも1回とカウントするのか微妙なところなのですけれども、続けてお願いします。

○委員（秋山幸子） それでは、続けさせていただきます。

この陳情第4号の「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情につきまして、陳情の中にもあるように例えば東京都で時給1,113円、栃木県では954円と時給159円の差があります。若者の都市部への流出の原因にもなっています。最低賃金の全国一律1,500円の根拠として、全労連の調査で水戸市の例がありますが、25歳の若者が普通に一人暮らしをするためには、男性25万2,987円、女性は25万1,124円との報告があります。これを年間300万円、労働時間150時間で換算すると、時給1,687円で最低賃金全国一律1,500円の根拠となります。陳情には、最低賃金の引上げを求めると同時に、中小企業が賃金の引上げができるよう政府として財政支援を行うよう求めています。全国の賃金格差をなくして、

全国一律1,500円以上を目指すよう求める本陳情は、採択すべきであると考えます。

以上、意見でございます。

○委員長（滝田一郎） 意見を続けます。

前野委員。

○委員（前野良三） この賃金一律、理解はできるところではございますけれども、特に地方においては中小企業とか地場産業、農業法人等、これらの方々に対する経営の悪化ということが懸念されるために、格差はやむを得ないのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 続きまして、岡野委員。

○委員（岡野 忠） 確かにこの一律というのが理想といえば理想なのかもしれませんが、やはり地方としては例えば1,500円になったとしても、企業がそれだけ払えるかということ、それはちょっとつらい企業も出てくるのかと思うので、格差が出てしまうのは致し方ないことかなと思うので、この一律というのはちょっと難しいのかなと思います。

○委員長（滝田一郎） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 自分も本当に一律にするのは理想というか、1,500円目指してというのは分かるのですが、まず段階的に上げるにしてもどこで段階で一律にするのかとか、その上げる、下げるとか各都道府県によって変わってくると思うので、そういうところが影響が出るとか、あと新聞報道にもありますけれども、中小企業を中心に厳しい経営が続いているということで、そこで急にその対応するのも、企業経営から見ると厳しいかなと思います。

○委員長（滝田一郎） 意見を続けます。

引地委員。

○委員（引地達雄） 大田原市の場合は中小企業がほとんどで、農業が多いのです。農業も相当数のパートを雇っているのです、一遍に1,500円というのは、今954円、毎年上がっているのですよね。農家の場合は案外若い人はスーパーで働いて、高齢の方が農業のほうのパートに従事しているのですが、今のところ1,000円を超えても大変だなんていう声も聞こえるので、一気に1,500円というのは大変だと思うので、徐々にというそういう案ならあれですけども、今回の1,500円というのはちょっと賛成できないところがあります。

○委員長（滝田一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 私も最低賃金の引上げですが、栃木県も今までずっと上がってきて、前回がかなり上がりまして、多分中小零細企業は大変だったと思います。そんな中で生活費等を考えると、都会と地方は違います。そんな中で最低賃金を統一しようということは、なかなか難しい面があると思います。上がることは確かに労働者にとってはいいことですし、世界水準からすると、日本の人件費は低いと言われていきますから、上がるべきものだと思いますが、それ以前に中小零細企業への支援を先にやらないと、このまま人件費ばかり上がってしまうと、まず中小零細が潰れてしまうと。その支援をまず先にやっていただかないといけないと。

そして、先ほどから言っていますように都会と地方は生活費、住むにも家賃とかも違います。そんな中

で最低賃金を統一しようというのは、なかなか無理な話なのかなと思いますので、今回の陳情に対しては私は難しいのではないかと思います。

○委員長（滝田一郎） ほかに発言。

2回目かどうか微妙なところなのですがけれども、秋山委員。

○委員（秋山幸子） この陳情の中に最低賃金の引上げを求めると同時に、国が中小企業への支援をするようにというのも一緒に入っているので、そしてやはり地方と都市部の格差を地方のほうから認めてしまうというのでは、これから先もなかなかよくならないと思うので、ぜひともこれは採択させていくべきだと思います。

○委員長（滝田一郎） ほかに発言ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） ないようであれば、陳情第4号に対する意見は終了いたします。

それでは、採決いたします。

陳情第4号は、ただいまのご意見を参酌いたしまして不採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

陳情第4号につきまして、採択とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立少数）

○委員長（滝田一郎） 起立少数であります。

よって、陳情第4号は不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○委員長（滝田一郎） 会議を再開いたします。

◎議案第37号 大田原市大輪味噌加工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第2、議案第37号 大田原市大輪味噌加工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業文化部長。

○産業文化部長（齋藤勝芳） 産業文化部長の齋藤でございます。また、本日同席しておりますのは大久保農政課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

議案第37号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の大久保農政課長よりご説明いたします。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（大久保泰志） 議案第37号 大田原市大輪味噌加工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書237ページ及び238ページの議案書補助資料を併せて御覧ください。改正の内容につきましては、食品衛生法の一部を改正する法律により、条例許可であった業種が食品衛生法の許可業種として追加され、それに伴い栃木県食品衛生条例が廃止されたため、関係部分を改正するものであります。

新旧対照表を御覧ください。第5条におきまして、加工場を使用できる者を栃木県食品衛生条例第3条に基づく許可を受けた団体から、食品衛生法第55条第1項の許可を受けた団体に改めるものであります。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で議案第37号の説明を終わります。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりました。

続けて質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） この業種、おみそということですが、この味噌加工場の設置及び管理とあるのですが、新規のものですか。もう造られて使用しているのですか、あるいは新しいものですか。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（大久保泰志） こちらはもう既に造ってありまして、今黒羽ふるさと物産センター組合、こちらのほうで使用しております。

○委員長（滝田一郎） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） この加工場の使用頻度というか、どれぐらい使われているのですか。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（大久保泰志） こちらは今年の部分なのですが、4月1日に申請がありまして、1年間使用のほうをしております。

○委員長（滝田一郎） 年間使用ということなのですが、もうちょっと具体的に。

○農政課長（大久保泰志） 稼働は週5で稼働しております。

○委員長（滝田一郎） ほかにございませんか。

岡野委員。

○委員（岡野 忠） 改めて聞きますけれども、大輪味噌加工場で加工しているもの、食品、どんなものがあるのか。

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（大久保泰志） こちらは製造食品が、まずみそ、漬物、まんじゅう、あとアイスクリームのほうを製造しております。

○委員長（滝田一郎） ほかにございませんか。

（「すみません、訂正で。委員長すみません、よろしいですか」
と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 農政課長。

○農政課長（大久保泰志） 先ほどの稼働なのですが、食品を造ってしまして、昨日シフト表のほうを見てきて週7で入ってしまして造っているものですから、おまんじゅう等販売するもの、ふるさと物産センターで造っているものですから、シフトは週7であったということになります。

以上です。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第37号につきましては原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号 大田原市大輪味噌加工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。当局の皆さん、ご苦労さまでした。

◎散 会

○委員長（滝田一郎） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前10時23分 散会